

2023年度電気事業監査結果					
No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金の増額判明時における発電事業者への通知遅れ等により、工事費負担金について、託送供給等約款に定められている工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款等に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 （工事費負担金の精算）
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 （受電側接続検討の検討期間）
3	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 （供給側接続事前検討の検討期間）
4	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 （受電側接続検討の検討期間）
5	部門別収支	法人税等の配分に係る事業者設定基準の届出漏れ	法人税等の配分について、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえた、より適切な整理を行うためのみなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準の届出がなかった。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準を届け出た上で、各部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第6条第3項
6	託送供給等収支	誤った送配電部門収支計算書等の公表	法人税等について、誤った算定方法で算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みの送配電部門収支計算書等の修正・公表を行うべきである。（訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給等収支	誤ったインバンス等収支計算書の公表	インバンス等収支計算書の注記（他社購入電源費及び他社販売電源料）について、誤った算定方法で算定した金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みのインバンス等収支計算書の修正・公表を行うべきである。（訂正後のインバンス等収支計算書は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給等収支	誤った離島供給収支計算書の公表	離島部門当期純利益について、誤った諸元で算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	公表済みの離島供給収支計算書の修正・公表を行うべきである。（訂正後の離島供給収支計算書等は公表済み。）	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条